

同性婚

2015年 4月 22日 瀧川ゼミ

文責 池田 泰 羽深

I 現状

○憲法

第 24 条

「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」(第1項)、「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない」(第2項)と規定している。

→この両性の部分は昔家長の許可がなければ結婚できなかったという風習のなごりであり条文の両性とは「結婚する当人」という意味であり男女間の婚姻を否定しているわけではないという意見もある。

○民法

※第二章「婚姻」第一部「婚姻の成立」第一款「婚姻の要件」において婚姻の成立要件について規定しているが、婚姻が異性カップルにのみ成立すると規定する条文はない。

第 739 条

「婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる」(第1項)、「前項の届出は、当事者双方及び成年の証人二人以上が署名した書面で、又はこれらの者から口頭で、しなければならない」(第2項)と規定している。

※家裁レベルでは戸籍法第113条に基づく戸籍訂正を認める前提として、同性結婚は民法742条の「婚姻をする意思がないとき」に該当し、無効であるという判例がある。(佐賀家裁審判 1999年 1月 7日。家庭裁判月報 51 巻 6号 71 頁)

○戸籍法

※第6節「婚姻」第74条において、婚姻の届出に記載する事項として、「夫婦が称する氏」と規定しており、同性結婚は想定されていないと解釈できる。そのため、日本において同性結婚を認めるためには、この文言を改める必要があると考えられる。

②LGBT の分類について

LGBT は四つの用語の頭文字から作られた言葉であり、それぞれの用語は、特定の集団のメンバーや、サブカルチャー的共同体に所属している人々を指すのに使用される。このようなサブカルチャー的共同体としては、性に関する人権を唱導する者たちや、芸術家、文学者の集団・共同体などが挙げられる。

レズビアン(L)…

女性の同性愛者である。俗に、同性が恋愛対象になるという点を重視して、バイセクシュアルの女性を指す場合もある。

ゲイ(G)とは…

同性愛者全般を指す言葉ではあるが、主に男性の同性愛者を指す。俗に、同性が恋愛対象になるという点を重視して、バイセクシュアルの男性を指す場合もある。

バイセクシュアル(B)…

2つのジェンダーに性的魅力を感じる人を指す。つまり両性愛者である。伝統的にバイセクシュアリティとは「男性・女性双方に性的魅力を感じる性的指向」として定義されている。同性愛、異性愛などの性的指向の間であって、いずれをも包含するような指向である。

トランスジェンダー(T)…

様々な個人・その振る舞いについて、とりあえず何でも示す包括用語である。性役割(ジェンダー・ロール)の全面的または部分的な反転に特徴がある集団の人々。或いは全面的・部分的に、向こう側(トランス)の性を生きている人々。また、ホルモン療法や様々な度合いの外科的手術による変更を含む、身体的な性再割り当て治療(physical sexual reassignment therapies)が必要な人々も入る。

一般的な定義は、“誕生時において割り当てられたジェンダーに対し、それは間違いであるとか、自分たち自身の本来のありようとは別だとして違和感を覚える人々”である。この定義には、性転換症(トランスセクシュアル、Transsexual)、異性装者(トランスヴェスタイト / クロス・ドレッサー)、そして時にジェンダークィア(Genderqueer)な人々などが含まれる。因みにトランスジェンダーのトランス(「Trans」)は「向こう側へ、他の側へ」など

の意があり、「催眠状態やヒステリーの場合にみられる、意識が通常とは異なった状態」を意味する「Trance」とは別語である。

③ 現状で発生する問題点

【財産】

まず、同性カップルの共同財産について、カップルの片方が亡くなった際に、現状では生き残ったパートナーに対する法定相続権が認められていない。遺言(いごん)に基づいて、残されたパートナーへ財産を遺贈(いぞう)することも可能だが、その際も亡くなった人間の親や子は一定の相続分(法律上、「遺留分」と呼ぶ)を法的に主張できる。そのため、故人と実質的なパートナーシップを営んでいながら、残された同性パートナーは不利な立場に置かれがちである。なお、カップルで同居をしている際に、亡くなった人が単独で住宅の所有/賃借名義人である場合、残されたパートナーによる所有権/賃借権の承継が認められない危険性がある。その結果として、残されたパートナーが住む場所を失うケースもある。

【公営住宅】

また、都道府県営住宅や市営・町営・村営住宅を規定する公営住宅法では、入居資格として「現に同居し、又は同居しようとする親族があること(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む)。以下略)」と決められている(公営住宅法 第 23 条 1 号)。親族関係や婚姻が前提となっているこの規定のため、法律上「赤の他人」である同性カップルは現在、公営住宅に入居することができない。

【医療機関】

さらに、大きな病気や怪我による入院や手術などの重大な治療を受ける場合、法律上の家族(配偶者や親・子など)には面接権や医療上の同意権などが通常認められている。しかし、法律上の家族ではない同性のパートナーに対しては医療機関により対応がまちまちであり、最悪の場合、同性パートナーに対する上記の面接権や医療上の同意権などが、医療機関によって拒否されるケースも存在する。

【民間企業によるサービス】

民間企業によるサービスが法律上の家族や婚姻カップルを対象としている場合、同性カップルがサービスを受けられないケースが存在する。例えば、婚姻している男女カップルが住宅を購入する場合、多くの金融機関が提供する住宅ローンでは、カップル 2 人の合算収入に基づいて融資額が決まる。しかし、同性カップルの場合はカップル 2 人の

収入が合算されない。その結果、同性カップルと婚姻している男女カップルがともに共働きである場合、融資を受けられる額において、婚姻している男女カップルに対して同性カップルは不利な状態に置かれている。

以上のように、法的保障の不備が同性カップルに対してもたらす生活上の不利益や不便は、非常に広範囲かつ大きなものであり、法制度の整備による解決が必要とされる所以である。

Ⅱ 渋谷区の条例

「同性カップルに証明書」条例案 渋谷区へ賛否の声続々＝東京

2015.02.24

読売新聞 東京朝刊都民 33 頁 1313 字 04 段表

◆問い合わせ含め電話100件

渋谷区が発表した同性カップルへのパートナー証明書の発行に対し、区に賛否の声が寄せられている。証明書には法的拘束力はないが、他の自治体でも同様の仕組みの導入を検討し始めたところもある。同性カップルを公的にパートナーと証明する全国初の取り組みが、議論を呼んでいる。

証明書は、互いを後見人とする公正証書を区に提出した区内在住の20歳以上の同性カップルを、「結婚に相当する関係」のパートナーと認める。区は証明書発行のための条例案を3月区議会に提案し、今秋頃からの発行を目指している。

制度を発表した今月12日以降、区の担当課には電話で約100件の意見や問い合わせが相次いだ。「多様な性を認める施策に賛成」という声の一方、「渋谷区に同性カップルが増えるのでは」などの反対意見などもあり、賛否は「賛成の方がやや多い状況」という。

区は「同性カップルへの偏見をなくすのも条例制定の理由」と説明しており、区の条例案には、証明書発行の規定に加え、男女平等や性的少数者の人権尊重などを区や区民、事業者の責務として盛り込む。

区は証明書を持つカップルに対し、家族向け区営住宅の入居を認める。また、夫婦と同等に扱うよう、区内の事業者などに求める。事業者が同意すれば、これまで「家族ではない」と断られていた病院での面会や相手が手術を受ける際の同意書へのサイン、会社での家族手当の支給などが可能になる。

一方、日本では現在、同性婚は法的に認められておらず、法律に基づく相続や配偶者控除などには適用されない。区も「証明書発行は婚姻制度とは別だ」としている。

区は条例の趣旨に反した事業者への勧告や事業者名の公表も条例案に盛り込む予定だが、証明書の効力を認めるかどうかは、あくまで事業者側の裁量に委ねられており、制度の周知が課題となる。区は「できることに限界はあるが、同性カップルをパートナーと認める事業者が増えていけば、多様性を尊重する社会になるはずだ」と話している。

◆世田谷が検討／他区にも制定要望

世田谷区でも同性カップルをパートナーと認める制度の検討が始まっている。保坂展人区長は昨年9月の区議会で、性的少数者支援に前向きな考えを示しており、渋谷区の制度の発表後、どのような取り組みが可能か考えるよう担当部署に指示した。

性同一性障害を公表している世田谷区の上川あや区議は来月、同性カップルのパートナー証明や権利保障を求める要望書を区内の同性カップルらと区に提出する予定で、「海外では同性カップルを認める地方の制度が、国に広がったケースもある。自治体が認めることは当事者にとっても大きな勇気」と話す。

性的少数者を応援する化粧品会社「ラッシュジャパン」は、自治体の性的少数者支援に賛同する約3500人分の署名を今月13日に中野区、16日に豊島区へ提出。同社の担当者は「海外から多くの人を訪れる東京五輪・パラリンピック開催を前に、日本も性的少数者への理解がある社会をつくるのが大切」と語る。

渋谷区の制度が明らかになって以降、荒川区や豊島区、葛飾区などでも、「同様の条例を作ってほしい」「作らないでほしい」といった声が寄せられているという。

◇渋谷区が発行する同性パートナーの証明書の効力

家族向け区営住宅への入居	◎
手術の同意書へのサイン、会社での家族手当の支給や介護休暇の取得など	○ 証明書の内容を事業者側が認めた場合
結婚、相続、 <u>配偶者控除</u> など法律に基づく制度	×

Ⅲ 賛成派、反対派の意見

① 賛成派

- ・多様な生き方のあり方が認められている現在婚姻を男女間だけにするのはおかしい。
- ・異性・同性という枠組み自体が結婚制度からなくなってほしい。
- ・海外では同性婚やパートナーシップ法が認められているのに未だに同性婚を認めていない日本は遅れている。

② 反対派

- ・同性婚は道徳や価値観を破壊する。
 - 多くの結婚は、男女間に限るべきであり、同性愛行為は道徳的に反すると言う、強い宗教的、道徳的な信念を持っている
 - 重婚や一夫多妻や一妻多夫、近親相姦や小児愛の合法化にさえつながりかねない
- ・子供に悪影響
 - デリケートな立場にある子どもたちがホモセクシャルの両親をもつことは、子どもにとって負担がかかりすぎる
- ・法律婚にこだわる必要はない
 - 同性の婚姻そのものには反対ではない。現在の婚姻という制度は異性間を前提に作られているものであり、社会生活の上で不都合な部分は別の制度で対応したほうがいい。
- ・結婚は生殖のための制度
 - 子どもを産んで将来の税収見込みがあって成り立つ補助が無駄になる。
 - 婚姻による法的優位そのものを考え直して子育てや同棲の枠組みを考えるべきでは。

⇒このように同性愛には賛成だが同性婚には反対という意見も存在する。

同性婚:「賛成」が「反対」上回る 本社世論調査

2015年03月16日

男性同士、女性同士で結婚する「同性婚」について、賛成する人が反対する人より多かったことが、毎日新聞が14、15日に実施した全国世論調査で分かった。賛否を明らかにしない「無回答」が17%と多いものの、「賛成」が44%で「反対」の39%を上回った。東京都渋谷区が2日、全国で初めて同性カップルを「結婚に相当する関係」と認め、証明書を発行する条例案を議会に提出するなど、同性婚の考え方が徐々に浸透する一方、調査では性別や年代で認識に差が出るなど、受け止め方は一様ではないようだ。

「あなたは、男性同士、女性同士で結婚する同性婚に賛成ですか、反対ですか」との質問に対し、男性は38%が「賛成」、49%が「反対」と答えた。「無回答」は13%だった。一方、女性は「賛成」が50%、「反対」は30%、「無回答」が21%だった。

同性婚に賛成 10 人は、女性、若年層、大都市に多く、いずれも5割に達した。「反対」は男性、高齢層、町村部に多い傾向があった。

回答者が少なかった20代を除いて年代別で見ると、「賛成」の割合は30代が61%と最も高く、年代が上がるほど低くなって、70代以上は18%。「反対」は30代、40代が同率の26%で、年代が上がるにつれて増えていき、70代以上では60%に達した。

都市規模で見ると、大都市ほど「賛成」の割合が高く、人口が少なくなるほど「反対」の割合が高かった。最も「賛成」が多かったのは、「政令市・東京23区」の48%。最も「反対 10+件」が多かったのは「町村部」の44%だった。

調査は3月14、15日の2日間、コンピューターで無作為に数字を組み合わせて作った電話番号に、調査員が電話をかけるRDS法で実施した。福島第1原発事故で帰還困難区域などに指定されている市町村の電話番号は除いた。有権者のいる1638世帯から、1018人の回答を得た。回答率は62%。【中村美奈子／デジタル報道センター】

IV 海外の同性婚の法的制度

現在、同性婚および登録パートナーシップなど同性カップルの権利を保障する制度を持つ国・地域は世界中の約 20%の国・地域に及んでいる。

同性間パートナーシップへの法的保障の類型

(1) 婚姻型—異性間でも同性間でも法的な結婚が可能な国の例

○オランダ

同性結婚法（2000 年成立、2001 年施行）

世界で初めて異性同士の結婚とまったく同じ婚姻制度を採用した。

→同性結婚を異性間の婚姻と同等とみなし、夫婦とほぼ同じ権利を認める。

オランダ統計局によると 2001 年に結婚した同性カップルは、約 2500 組にもものぼったと発表されたが、2006 年から増加に転じ、1300 組から 1400 組の間で落ち着きつつある。

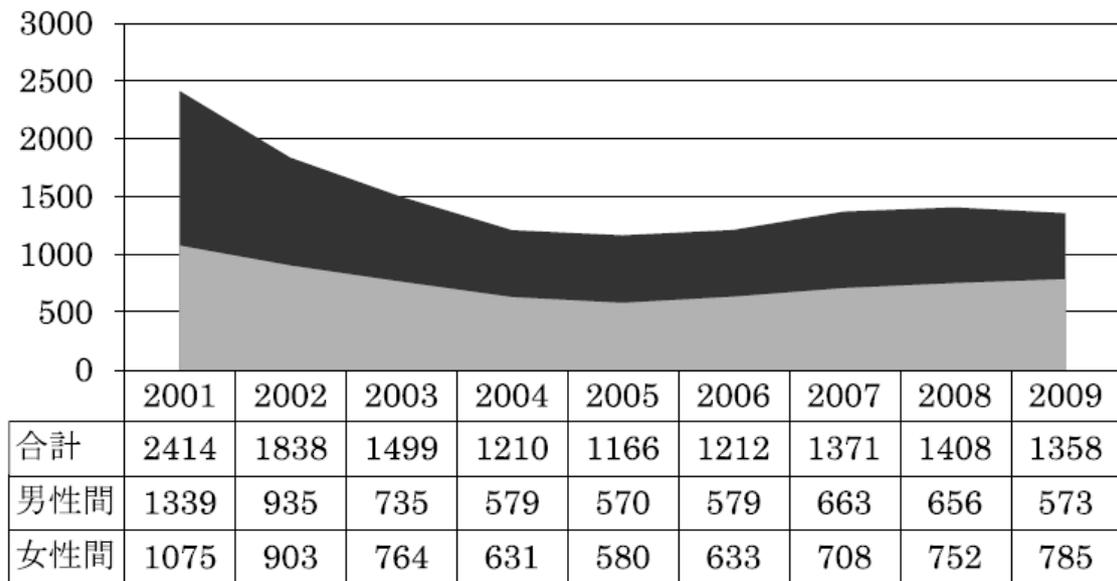


図 I-2 オランダ：同性間の婚姻締結数

グラフ：渡邊泰彦（2011）「同性パートナーシップ法（Ver.2）」より

→上記以外で同性婚が認められる国

ベルギー、スペイン、ノルウェー、スウェーデン、ポルトガル、アイスランド、デンマーク、フランス、南アフリカ、アルゼンチン、カナダ、ニュージーランド、ウルグアイ、イギリス、ブラジル、米国（ニューヨーク州、カリフォルニア州、ハワイ州など 34 州）、メキシコ（地域による）、ルクセンブルク、エストニア（2016 年より）、フィンランド（2017 年より）

(2) 別制度（登録パートナーシップ）型—同性間のみが利用可能な婚姻に匹敵する新制度を作った国の例

○デンマーク

登録パートナーシップ法（1989年成立、1989年施行）

世界で初めて同性同士に婚姻とほぼ同等の保障内容を認めた。

→同性同士のみ関係性を登録対象とし、相続（賃借権、財産権）、社会保障に関する権利、税制上の優遇措置、養子縁組（国内のみ）を認める。

デンマーク統計局によると、2010年の登録パートナーシップ登録数は男性間で163組、女性間で247組あり、合計すると410組であった。10年間で登録数全体は増加傾向にある。男性間は10年間でほぼ変化がないことに比べて、女性間が増加している。

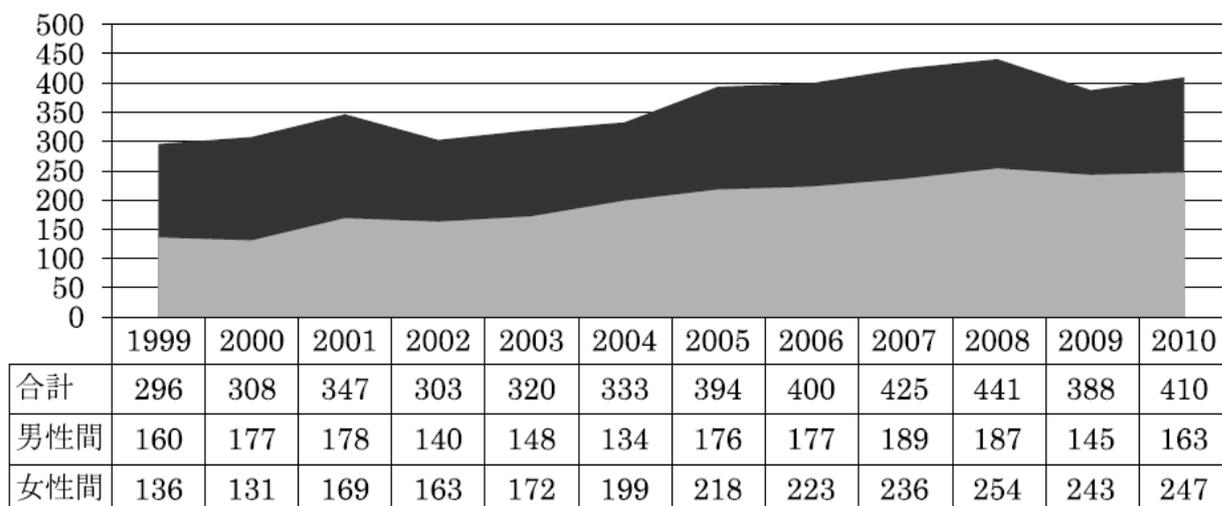
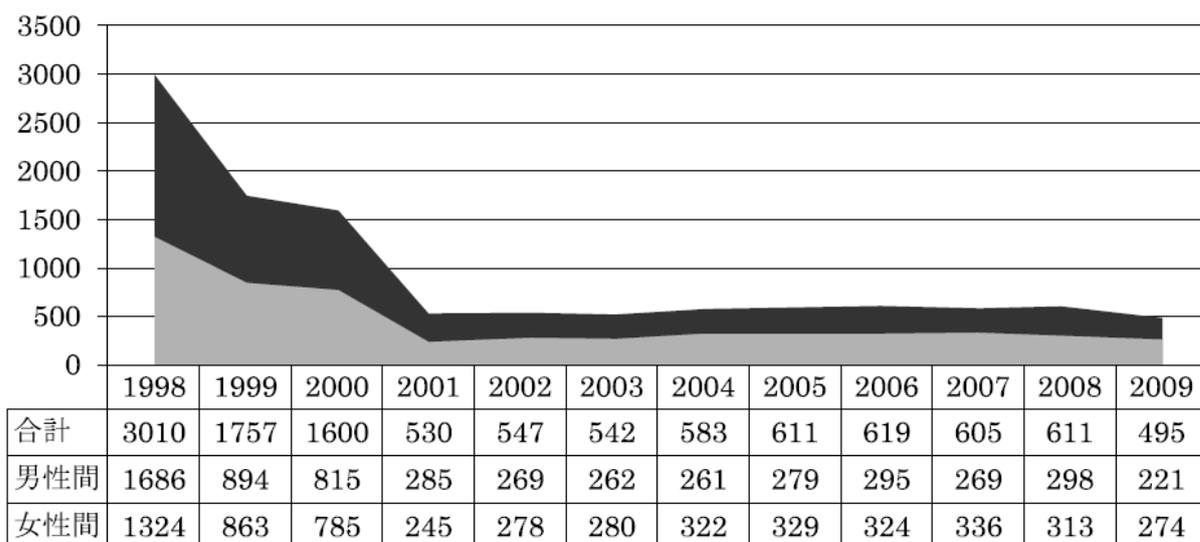


図 II-1 デンマーク 登録パートナーシップ登録数

※上の濃色が男性間、下の淡色が女性間の登録を表す。デンマーク統計局より

○オランダ

2001年に同性間の婚姻が認められたオランダでは、それ以前に登録パートナーシップが導入されていた。同性間の婚姻が認められた現在でも存在している。オランダの特徴は、異性間の登録パートナーシップも認めていることである。同性間の登録パートナーシップは、2001年に婚姻が認められたことにより激減し、その後は、少ない数で推移している。2009年の同性間の婚姻と登録パートナーシップを合わせて1853組であるため、どちらかを選択する同性カップルの数が激増しているともいえる。



図I-1 オランダ：登録パートナーシップ登録数（同性間）

※上段濃色が男性間、下段淡色が女性間を示す（特に注意のない限り、以下のグラフにおいても同じ）

オランダ統計局より

→上記以外で登録パートナーシップなどを持つ国

フィンランド、グリーンランド、ドイツ、ルクセンブルク、イタリア、サンマリノ、アンドラ、スロベニア、スイス、リヒテンシュタイン、チェコ、アイルランド、コロンビア、ベネズエラ、エクアドル、オーストラリア（州による）、イスラエル、ハンガリー、オーストリア、クロアチア、マン諸島、ジャージー諸島、ジブラルタル、マルタ、エストニア

(3) 契約登録型—同性間・異性間を問わず共同生活の合意内容を法的に承認する国の例

○フランス

PACS「Pacte civil de solidarit」（民事連帯契約）（1999年設立）

「同性または異性の成人2名による、共同生活を結ぶために締結される契約」（フランス民法第515-1条）

→同性・異性を問わず成人年齢に達した者同士が安定した共同生活を営める。

よう、法的婚姻関係を結ぶカップルと同等の権利を認め公証するもの。

1999年、フランス国内のPACS設立当初の契約件数は6,151件であり、そのうちの同性愛者による契約が約4割にのぼった。

PACS契約によって、婚姻の場合と同等の権利や義務（共有財産、遺産相続、扶養義務、税制保障など）が発生するが、養子縁組については夫婦として結ぶことができないため、個人で結ぶことになる。

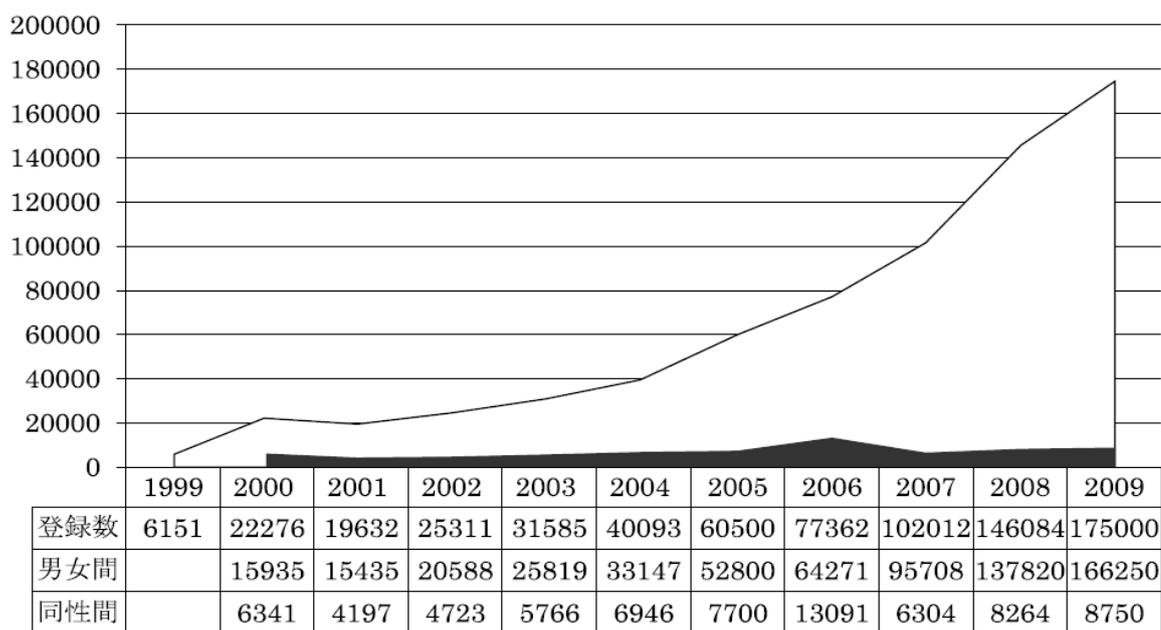
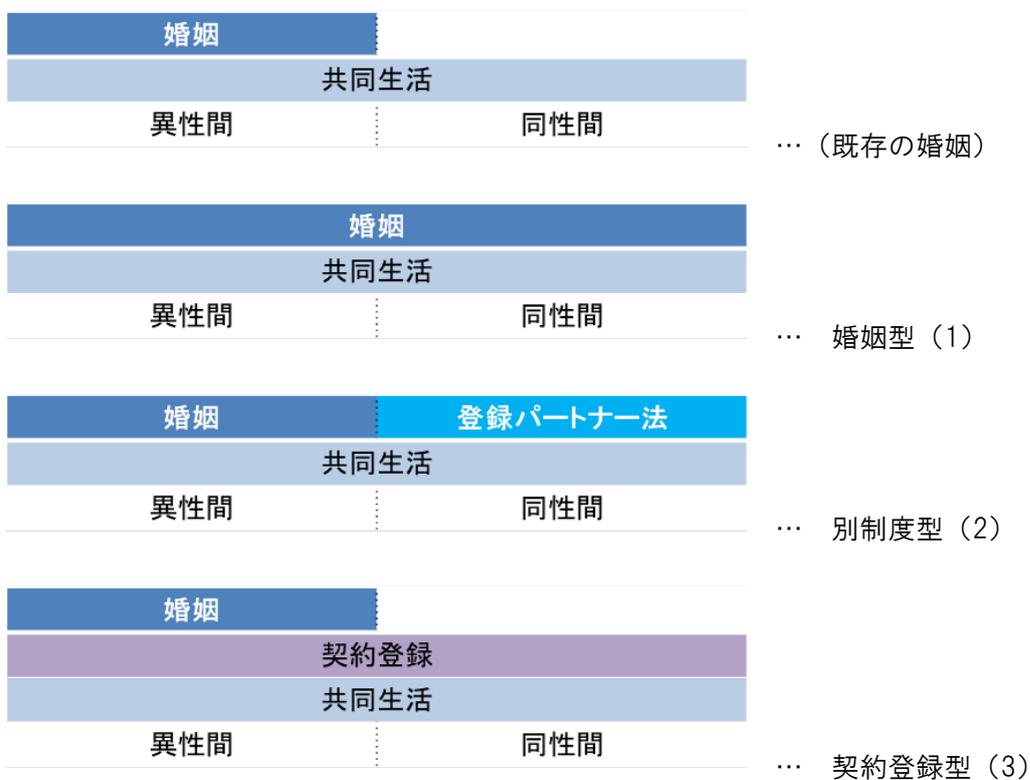


図 II-2 フランス：Pacs 登録者数

フランス統計局より

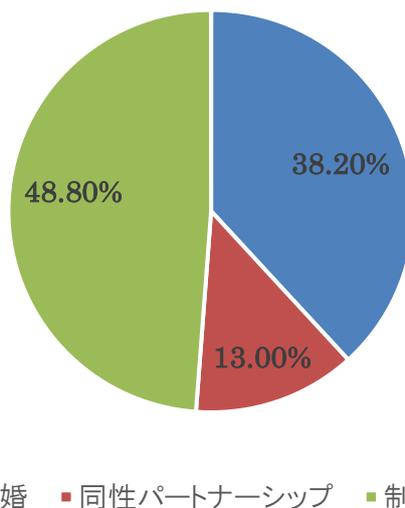
※上段白地が男女間、下段濃色が同性間

●各類型の比較図

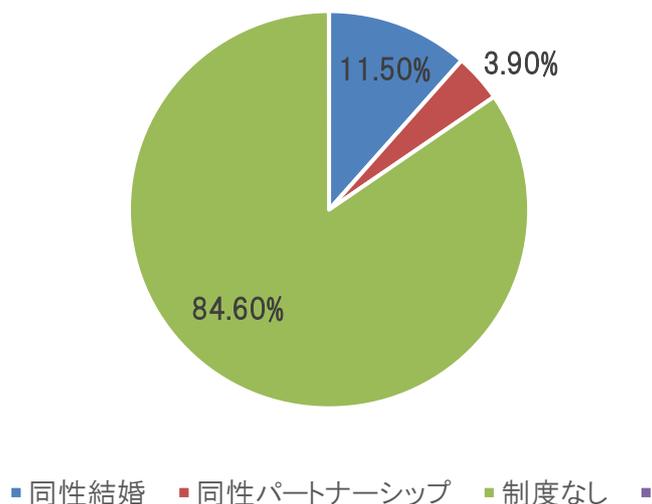


この他、タイ、台湾およびベトナムにおいて、同性結婚法案が国会で審議されています。アジアではこれまで同性婚が認められた国がありませんが、タイ、台湾あるいはベトナムにおいて法案が可決されればアジア初となります。

世界GDPに占める同性婚制度を持つ国・地域GDP



世界人口に占める同性婚制度を持つ国・地域の人口



V 論点

現在日本の婚姻制度では同性でのカップルに、両性の婚姻と同等の法的な効果は認められていないのが現状です。しかし、先日渋谷区において同性カップルにパートナー証明書を発行する条例が可決されました。このような動きが見られる中で、今後の同性カップルの婚姻についてどの範囲まで認めていくべきでしょうか？

- ① 両性の婚姻と同じく法的効果を認める。
→結婚、相続、配偶者控除、などの法律効果を認める
- ② 渋谷区の条例の範囲内で認める。
→法律効果は認めないが住居への入居、手術の同意書、会社の家族手当や介護休暇の取得を認める。
- ③ 上記以外の認め方
- ④ 同性婚を完全に認めない

+ α 論点

同性カップルを認めると仮定した上で同性カップルが子どもを望んだ場合父が 2 人もしくは母 2 人と子どもといったような親子関係が生じます。以上をふまえ同性カップルの養子縁組は認めるべきでしょうか？

VI参考文献

■ウェブサイト

- ・特別配偶者法全国ネットワーク パートナー法ネット 世界の現状
<http://partnershiplawjapan.org/japan/>
- ・AFP (2012年11月2日)
「うちの両親はゲイ、だから何？」同性カップルの子育てめぐり揺れるフランス」
<http://www.afpbb.com/articles/-/2909405?pid=9726544>
- ・「同性婚の両親に育てられた子供達は成人になってから苦労する」(2012年8月4日)
http://biglizards.net/strawberryblog/archives/2012/08/post_1430.html
- ・「同性婚」を巡る世界の状況と賛否両論のまとめ
<http://matome.naver.jp/odai/2136620849703587401?page=2>
- ・EMA 日本 「同性婚推進について」
<http://emajapan.org/promssm>
- ・ウィキペディアフリー百科事典 「LGBT」
<http://ja.wikipedia.org/wiki/LGBT>
- ・All About「日本でも同性婚はできなくはない!?」堀川歩
<http://allabout.co.jp/gm/gc/428167/2/>
- ・PACS JAPON「事実婚のPACS JAPON～事実婚、はじめませんか?～」
<http://pacs-japon.com/about-pacs/archives/3>
- ・「同性パートナーシップと法制度」谷口洋幸/国際人権法
<http://synodos.jp/society/3465/2>
- ・NNA.EU その他西欧
http://nna.jp/free_eu/news/20150126pte002A.html
- ・OVNINAVI.COM
<http://www.ovninavi.com/735apropos>
- ・IRORIO(イロリオ)コラム『レズビアン之母 2人に育てられた女性が「ゲイの結婚に反対」を表明』(2015年3月20日)
<http://irorio.jp/umishimaakira/20150320/215354/>

■新聞

- ・毎日新聞 2015年3月16日
同性婚:「賛成」が「反対」を上回る 本社世論調査
<http://mainichi.jp/feature/news/20150316mog00m010016000c.html>

■論文

・渡邊泰彦(2011)「同性パートナーシップ法(Ver.2)」『産大法学』45 巻 2 号
http://ksurep.kyoto-su.ac.jp/dspace/bitstream/10965/806/1/SLR_45_2_319.pdf

f

■書籍

- ・赤杉康伸、土屋ゆき、筒居真樹子(2004)社会批評社
『同性パートナーー同性婚・法を知るためにー』
- ・東小雪、増原裕子(2013)株式会社イースト・プレス
『ふたりのママから、きみたちへ』
- ・谷口洋幸、齊藤笑美子、大島梨沙(2011)信山社
『性的マイノリティ判例解説』

Ⅶ 参考資料

「うちの両親はゲイ、だから何？」同性カップルの子育てめぐり揺れるフランス

【11月2日 AFP】フランスに暮らす27歳のトマ(Thomas)さん(仮名)は、自分を育ててくれた「2人の母親」を誇らしく思っていることを世界中の人に知ってもらいたいと思っている。「僕は生まれた直後から2人の母親に育てられました。でも、それで悩んだことは全くありません」

だが、「両親」を守るために仮名での取材を希望したトマさんの意向には、同性カップルによる子育てに対する相反する考えが仏国内に存在する現実が垣間見える。

■「同性婚法案」に揺れるフランス政界

今年政権交代した仏社会党政権にとって、同性カップルの結婚と養子縁組は非常に繊細な問題となりつつある。

政府はフランソワ・オランド(Francois Hollande)大統領の選挙公約通り、この2つの合法化を盛り込んだ法案を11月7日に閣議決定し、来年1月に議会に提出する予定だ。だが、野党各党の議員121人は法案の棚上げを要求している。

反発は議会の外へも広がり、10月には法案に反対する市民らが国内75都市でデモを実施。同性婚が合法化されても執行を拒否するという宣言には、市町村長と地方公務員ら約1750人が署名した。

フランスでは、1999年に導入された「PACS」と呼ばれるシビル・ユニオン(市民契約)制度により同性カップルにも安定した共同生活が保障されているが、さらに一歩進んだ権利を認める同性婚法案には、カトリック教会が一夫多妻や一妻多夫、近親相姦や小児愛の合法化にさえつながりかねないとして声高に反対している。

■同性カップルに育てられる子 4 万人

PACS では、同性カップルの結婚は認められていない。未婚女性の人工授精は違法なため、血のつながった子が欲しい女性同性愛者は国外で人工授精を受ける必要がある。男性同性愛者も国外で代理母を探さなくてはならない。

養子縁組を望む場合は、独身として申請し、法の抜け穴を使えば可能だ。だが同性カップルが破局したり死別したりしたとき、「非公式な親」には子どもに関する権利が一切認められない。

実際に同性カップルに育てられる子どもは増えており、仏国立人口研究所(INED)の統計によれば約 4 万人に上る。少なくとも片方の親が同性愛者の子供たちを含めれば、その数は 30 万人に達すると指摘する同性愛者支援団体もある。

■世論は同性婚に賛成、でも養子縁組では二分

世論調査では、国民の 3 分の 2 が同性婚に賛成している。しかし、同性カップルによる養子縁組の是非となると、世論は二分する。

反対派議員の 1 人は「大事なのは子供たちの権利であって、子を持つ権利ではない」と主張する。

法案をめぐって感情を高ぶらせているのは、反対派だけではない。マイクロブログのツイッター(Twitter)では 10 月 23 日、反対派を称するグループが作ったハッシュタグ「#UnPapaUneMaman(パパ 1 人とママ 1 人)」が、たちまち同性愛者の権利を擁護するユーザーらに乗っ取られ、国内トレンド 1 位に躍り出た。

同じ日、ソーシャルメディア上では法案反対派の抗議デモの目の前でキスする若い女性 2 人の写真が評判となり、法案賛成派のシンボルとなった。

■「大事なのは愛情」、出生のいきさつを説明する必要はあり

記事冒頭に登場するトマさんは、国外で行われた人工授精によって生まれた。同性カップルに育てられた体験を AFP に語ることを了承してくれた 1 人だ。「今まで隠し事をされたことはありません」と回想するトマさんも、今では 1 人の父親だ。

マリオン・ベルセロ(Marion Vercelot)さん(24)も、同様の体験を話してくれた。「両親は高校生の時に出会い、私がまだとても小さなときに離別しました。母は後にその理由を、男性よりも女性の方が好きだからだと説明してくれました。今までそれを気にしたことはありません。大事なのは与えられる愛情です」

だがそんなベルセロさんも、幼い頃は家族について聞かれると、あいまいな答えでお茶を濁していたという。

仏南東部リヨン(Lyon)で同性愛者の親を持つ子供たちの支援団体を設立したアレク

サンドル・シュバリエ(Alexandre Chevalier)さん(38)の幼少期は、辛いものだった。ただ、それは父親が同性愛者だったからではない。社会的な「負の烙印」を恐れた父親が、何年もカミングアウトできなかったことが理由だ。

AFP の取材に応じた小児精神科医の過半数は、同性カップルの結婚と養子縁組を合法化しても、子供たちに出生の経緯をきちんと説明しさえすれば問題はないと答えた。

現在(2012年11月2日)、同性婚が合法的な国は世界に10か国あり、うち9か国が養子縁組も認めている。同性間のシビル・ユニオンを認めている国はさらに11か国ある。

(c)AFP/Isabelle Tourne

同性結婚法案をめぐるフランスが真っ二つ。2013/2/1(金)

1月29日から国民議会で討議が始まった「同性結婚・養子」法案に向けて1月13日、反対派35万人(警察調べ)~80万人(主催者発表)がパリでデモをくり広げた。27日、同法案支持派が反撃デモ(同12万人/40万人)。前者は、1984年カトリック系私立校改革法案に対し約100万人が反対デモをし、ミッテラン政権に法案を撤回させた大規模な反対運動に匹敵するといわれている。

(中略)

フランスでは、独身にも養子縁組が許されるので同性カップルの1人が養父母になれる。しかし養父母の死後、子供の保護はどうなるのか。同性結婚法により、パパ2人、ママ2人に同格の親権が認められ、家族手帳にも父・母の代わりに「親」とだけ記されるようになるそう。

ヘレン・フィッシャー著『人間は4年で離婚する』が指摘するように、男女カップルは数年毎の離婚・離別・再婚・再パクスをくり返す。保守層は「子供はパパとママが必要!」と叫ぶが、次々に親のどちらかが替わるか、片親家庭になるかどちらか。婚外出産児も52%に達する。男女関係・家族の流動的社会の中で、ゲイやレズビアンはマージナルな存在として扱われ、特にゲイはエイズ禍の時代から蔑視の対象として差別されてきた。ドラノエ・パリ市長は、同性愛者であることを1998年、テレビで公表した。Nouvel Observateur 誌(1/10-16)で、アヤゴン元文化相やクルゼル・グランパレ館長を始め、監督や俳優、弁護士、TV司会者、作家、スポーツ選手ら20人余の著名人が同性愛者として証言している。

2000年以降オランダ、北欧諸国、カナダ、カトリック色の強いスペインやポルトガル、アルゼンチン、南アまで、すでに14か国が同性結婚を認め、ポルトガル以外は養子縁組も認めている。愛で結ばれ、一生を共に送ろうとする同性カップルの結婚による社会的認知を拒む保守層は、いつまで風俗の進展を無視しつづけられるのか。

ポルトガル議会、同性カップルの養子縁組否決[社会]

2015/1/26(月)

ポルトガル議会(一院制、定数 230)は 22 日、同性カップルに養子縁組の権利を認める法案を否決した。同議案が否決されたのは、2012 年、2013 年に次いで3度目。ただ、賛否の差は縮まっており、今回はわずか約 30 票差での否決となった。採決には 220 人が票を投じた。

ポルトガルでは、中道右派の与党・社会民主党(PSD)が同性カップルによる養子縁組に反対する一方、野党・社会党をはじめ左翼ブロック(BE)、緑の党(PEV)がこの法案を支持している。PSDは今回、党员に対し自由投票を認めた。一方で、度重なる再議を要求する野党を批判している。

議会は 2010 年、同性婚を合法化する法案を可決。この際、同性カップルによる養子縁組の権利は認めないとの判断を下している。

レズビアン之母 2 人に育てられた女性が「同性の結婚に反対」を表明

2015 年 3 月 20 日(金)

レズビアンである 2 人の母に育てられた米国の女性がウェブマガジンに寄稿したエッセイが話題になっている。

■「あなたの子どもたちは傷ついています」

ヘザー・バーウィックさんの「Dear Gay Community: Your Kids Are Hurting(ゲイのコミュニティの皆さん:あなたの子どもたちは傷ついています)」と題したエッセイだ。

バーウィックさんは現在 30 代。男性と結婚し 4 人の子どもを育てている。

■20 代までゲイの結婚を擁護していたが一転、反対意見に

20 代まではゲイの結婚を擁護していたバーウィックさんだが、「FEDERALIST」に掲載されたこのエッセイは「ゲイの結婚に反対」であることをカミングアウトする内容だった。

エッセイは「ゲイのコミュニティの皆さん、私はあなたたちの娘です」で始まる。

■理由は「ゲイだから」ではない

そして「私はゲイの皆さんの仲間だと思っています。あなたたちからたくさんのことを学んだし、勇気を持つこと、共感すること、人の話に耳を傾けること、そしてダンスを教わりました」と綴っている。

しかしその上で「私はゲイの結婚には反対です。でもそれはあなた方が思うような理由ではありません」と語る。

そして「あなた方がゲイだからではないのです。私はあなたたちのことをとても愛しています。ただ、同性カップルの本質の問題なのです」と続ける。

■自分の子供たちの姿を見て「伝統的な結婚の美しさ」を実感

バーウィックさんは、今、自分の子供たちが父親に愛され、父親を愛している姿を見て「伝統的な結婚の美しさや賢明さを感じている」と語る。

そしてバーウィックさん自身は幼いころから父親がいないことで心に穴が開いていたという。「私は母のパートナーを愛していました。でももう一人の母親は、父親の代わりにはなれないのです」

■両親に心の辛さを話すことができない子どもたち

そして、ゲイのカップルの子どもが多くが、これまで、両親が離婚した子どもや養子に出された子どもと違い、辛い気持ちを自分の両親に話すことができなかったと語る。

「いろいろな理由があると思いますが、何を言っても聞いてもらえないと感じるからです。あなた方は聞きたくないのです。私たちがそれを言うと、無視されるかゲイ嫌いのレッテルを貼られるかのどちらかでした」

■「話し合う必要があるのです」

このエッセイをバーウィックさんはこう結んでいる。

「難しい話し合いだとは思いますが、でも話し合う必要があるのです。このことを話し合える人間がいるとすれば、それは私たちでしょう。それをあなたたちが教えてくれたのです」